

保護者の皆様へのお願い

鹿児島県教育庁義務教育課・高校教育課

子供のスマートフォンやゲーム機等のインターネット機器には、フィルタリングを必ず設定してください！

インターネット、SNSを介した犯罪被害、トラブルが急増しています。

〈実際に起こった事案〉

○裸画像送らせ事案

女子生徒が知り合った男性から、SNSで「きれいな写真を送ってほしい」と頼まれ、自撮りの裸の写真を送ったところ、その画像が、同級生のライングループに送られ、画像が拡散してしまっ

○家出未成年者が誘拐された事案

保護者とけんかをし、家出をした女子生徒がSNSで知り合った男性宅に泊めてもらったが、当該男性にわいせつな行為を強要された。

○オンラインショッピングやフリマアプリでのトラブル事案

男子生徒が、探していた洋服をサイトで見つけ代金を振り込み購入したが、その後、いくら待っても商品は届かなかった。サイトにある連絡先にメールで問い合わせても返信はなく、電話もつながらなかった。

※ SNSに起因する事犯の被害児童のフィルタリング利用状況 (令和2年中・警察庁資料)

被害を受けた児童生徒(全国)のうち、
85.5%がフィルタリングの利用なし

有害サイト

フィルタリングを設定しなければ、子供たちが次のような有害サイトに自由にアクセスできてしまいます。

過度の暴力表現や残酷な表現を含む情報サイト、
ポルノ画像を含むアダルトサイト、
出会い系サイト、薬物サイト、自殺サイト、
その他、フィッシング詐欺やスパイウェアが仕込まれたサイト
など

家庭にお願いする3つの対応

必ず行ってください！



① そもそも子供にスマホを持たせるか・持たせていて良いかどうか、もう一度考えてください。

- ・小学生，中学生に大人と同じスマホは必要でしょうか。子供たちが大人と同じように危険性を判断できるでしょうか。連絡を取るために必要なのであれば，子供向け端末（いわゆるキッズ携帯）で十分です。
- ・スマホを与えることによる影響は理解されていますか。学習時間，体を動かして遊ぶ時間は減る可能性が高くなります。過度の使用による健康影響も問題となっています。

② フィルタリングを設定してください。

フィルタリングを設定しないまま子供にスマホを持たせることは、「保護者自らが、子供と犯罪とのつながりを作っている」ようなものです。

○新規契約の場合は，販売店から，使用者の年齢確認，フィルタリングについて説明がありますので，フィルタリング設定を依頼してください。

くれぐれも手続きが面倒だと言って，拒否しないでください。

○既にスマホを使用しているがフィルタリングを設定していない場合は，今すぐ，契約時の代理店にご連絡を。お使いのスマホで設定することも可能です。

以下のアイコンで，フィルタリングの設定ができます。

キャリア	Android			iOS		
	web	無線LAN	アプリ	web	無線LAN	アプリ
	あんしんフィルター for (キャリア名、ブランド名) (例：あんしんフィルター for docomo)					iOS 機能制限

(出典：鹿児島県県民生活局青少年男女共同参画課 青少年環境情報誌「ヘルシーユースかごしま No.29」)

③ 家庭内のルールを作ってください。

(例)

- ・スマホの利用時間，利用サイト，料金を決める。
- ・知らない人とのやりとり（メッセージ，写真）はしない。
- ・個人を特定されるような情報・写真（SNSのID等の連絡先，氏名，住所，学校名など）は絶対にアップしない。
- ・※インターネット上で広範囲に流れてしまった情報，写真を完全に消去することは不可能です！
- ・困ったときはすぐに保護者，学校等に相談する。

など

→ルールを守れない子供のスマホは取り上げてください。

スマホを使いこなせる子供であるのかを見極め，子供の安全を守ることは家庭の責任です。御相談いただければ，学校も一緒に指導します。

情報モラル等の指導の充実に関する資料

【情報モラル教育の推進】

- 指導計画の作成と実践
(教科, 特別活動, 道徳, 全校・学年集会等での指導)
- 実態把握
- 教職員の研修
(指導計画の見直し, 情報モラルの視点を持った学習活動)
- 保護者への啓発
(実態把握, フィルタリング, 家庭でのルールづくり)
- 学校・家庭・地域の連携に当たっての体制づくり

- (1) 発達の段階に応じた体系的な情報モラル教育の推進
- ア 心の発達段階や知識の習得, 理解の度合いに応じて, 学校教育における体系的な情報モラル教育を実施する。
- イ 各学校においては, 情報教育の年間指導計画に情報モラルの項目を設定し, 具体的な指導事項や指導内容を位置付ける。
- 《参考資料》

情報モラルの指導 (県総合教育センター)

<URL>

<http://www.edu.pref.kagoshima.jp/curriculum/jyouhoukyou/moral/top.html>



- ウ 情報モラルの各教科等での指導に当たっては, 従来の授業の中に情報モラルの視点をもった学習活動を取り込むなど工夫する。
- 《参考資料》

「教育の情報化に関する手引」(追補版)(令和2年6月 文部科学省)
第2章 第4節 学校における情報モラル教育

<URL>

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html



「情報化社会の新たな問題を考えるための教材<児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引き>(令和元年 文部科学省)

<URL>

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm



映像で知る情報セキュリティ～映像コンテンツ一覧～
(IPA独立行政法人情報処理推進機構)

<URL>

<https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/videos/>



インターネットトラブル事例集 (2021年度版)
(総務省)

<URL>










https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html





(2) 家庭及び関係機関との連携


ア 啓発資料等による児童生徒・保護者への啓発

指導時期とともに、効果的な啓発資料の活用について検討する。


DVD「スマホ時代のネットトラブル予防教室」(県教委 平成26年3月配布) <URL> http://www.pref.kagoshima.jp/aa02/move/5ch/navi14.html	
「ネットいじめ対策リーフレット」(県教委 平成26年3月配布) <URL> http://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoiku-bunka/school/shidou/glink12.html	
「いじめ対策リーフレット」家庭用(県教委 令和3年4月配布) <URL> http://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoiku-bunka/school/shidou/netijime.html	
文科省作成資料「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ〜」2021年版 <URL> https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm	
内閣府作成資料 保護者向け普及啓発リーフレット <URL> https://www8.cao.go.jp/youth/kankyounet/internet_use/hogosya.html	
「保護者の皆様へのごお願い」(フィルタリング設定啓発資料：県教委) <URL> https://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoiku-bunka/school/shidou/documents/4965_20190527141818-1.pdf	
「鹿児島県青少年保護育成条例が改正されました」 (鹿児島県男女共同参画局青少年男女共同参画課) <URL> http://www.pref.kagoshima.jp/ab14/kenko-fukushi/kodomo/ikusei/documents/70404_20190328162657-1.pdf	
「ヘルシーユースかごしま No. 32」 (鹿児島県男女共同参画局青少年男女共同参画課 令和3年3月) <URL> http://www.pref.kagoshima.jp/ab14/kenko-fukushi/kodomo/kankyo/healthyyouth.html	
「ヘルシーユースかごしま No. 31」 (鹿児島県男女共同参画局青少年男女共同参画課 令和2年3月) <URL> http://www.pref.kagoshima.jp/ab14/kenko-fukushi/kodomo/kankyo/healthyyouth.html	

<p>「ヘルシーユースかごしま No. 29」 (鹿児島県男女共同参画局青少年男女共同参画課 平成30年3月) <URL> http://www.pref.kagoshima.jp/ab14/kenko-fukushi/kodomo/kankyo/healthyyouth.html</p>	
<p>「守りたい大切な自分 大切な誰か ～ネットの落とし穴に踏み込まないで～」(警察庁・文部科学省 2021年度版) <URL> https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm</p>	

イ 各関係機関と連携した研修会等の活用

<p>インターネット安全教室 (IPAが実施する啓発講座) <URL> https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/net-anzen.html</p>	
<p>e-ネットキャラバン (総務省及び文科省が実施する啓発講座) <URL> https://www.fnmc.or.jp/e-netcaravan/</p>	

(3) 問題のある書き込みや画像の掲載等についての指導, 対応

<p>法務省 「インターネットによる人権侵害をなくしましょう」 <URL> http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html</p>	
<p>総務省 「インターネット上の違法・有害情報に関してお困りの方へ」 <URL> https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai_02.html</p>	